

長崎県木造・木質化アドバイザー派遣制度実施要領

第1条（目的）

県は、長崎県内の公共建築物や民間商業施設などの戸建て住宅以外の建築物における木材利用を促進することを目的に、建築物の木造・木質化の知見を有する者を長崎県木造・木質化アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）として登録・派遣するため、本要領を定めるものとするものとする。

第2条（定義）

アドバイザーとは、市町の公共建築物や民間商業施設などの戸建て住宅以外の建築物の建築計画がある施主、建築士、施工者等（以下、「施主等」という。）又は、県からの派遣依頼を受けて、木造・木質化へ向けた技術的助言を行う者をいう。

第3条（登録の方法）

県は、建築士の資格を有し、県が開催する木造・木質化の推進に関する講習会を受講した者で、次のいずれかの要件を満たす者をアドバイザーとして登録することができる。

- （1）戸建て住宅以外の木造建築物の設計実績（意匠設計、構造設計）を3件以上有する者
- （2）林野庁が主催する中央研修のうち、建築物の木造・木質化に関する研修を受講した者
- （3）建築士の所属する事務所又は建築士の団体から推薦を受けた者

2 アドバイザーの登録を希望する者は、登録用紙（様式第1号）に別表に示す書類を添付し、県に提出する。

3 県は、提出された登録用紙の内容を審査し、適切と認められる場合は、登録完了通知書（様式第2号）にて通知するものとする。

4 登録の有効期限は設けない。ただし、県は登録年度から2年経過した年度の末日までに登録継続の意向を登録者に確認するものとする。

5 アドバイザーは、登録した内容に変更があった場合は、変更届出書（様式第3号）を県に提出するものとする。

6 アドバイザーは、登録の解除を申し出る場合、登録解除申出書（様式第4号）を県に提出するものとする。

7 県は、登録解除申出書を受理した場合、登録解除通知書（様式第5号）を通知するものとする。

第4条（派遣対象となる活動）

アドバイザー派遣の対象となる建築物及び技術的助言の内容は、次のとおりとする。

（1）対象建築物

戸建て住宅以外の市町・民間建築物の新設、建替え、増改築の計画があるもの

（2）技術的助言

- ① 木材を使うメリットの紹介
- ② 木造化に関するアドバイス
- ③ 木質化に関するアドバイス
- ④ 簡易設計・積算等の提案及び非木造とのコスト比較
- ⑤ その他

第5条（派遣の方法）

- （１） アドバイザーの派遣を希望する施主等は、派遣依頼シート（様式第６号）を県に提出する。
- （２） 県は、派遣依頼の内容を確認し、登録されたアドバイザーの中から適切な者を選び、派遣依頼書（様式第７号）により派遣を依頼する。
- （３） 派遣依頼を受けたアドバイザーは、施主等に派遣日時の確認調整を行う。
- （４） アドバイザーは、派遣された日から１０日以内に、実施報告書（様式第８号）を県に提出する。
- （５） 派遣回数は、建築物１件あたり１回とする。

第6条（経費の支払い）

県は、実績報告書の内容を確認し、予算の範囲内において、アドバイザーの派遣に要する旅費及び謝金を支払う。旅費及び謝金の額の詳細については別に定めるものとする。

第7条（守秘義務）

アドバイザーまたはアドバイザーであった者は、その業務の遂行上知り得た情報を第三者へ漏らし、及び不当な目的で使用してはならない。

附則 この要領は、令和４年１２月２３日から施行する。

別表（第3条第2項関係）
登録用紙（様式第1号）に添付する書類

要 件	添付する書類
戸建て住宅以外の木造建築物の設計実績（意匠設計、構造設計）を3件以上有する者	実績を確認できる書類 （所属事務所による証明等）
林野庁が主催する中央研修のうち、建築物の木造・木質化に関する研修を受講した者	研修の「修了証書」の写し
建築士の所属する事務所又は建築士の団体から推薦を受けた者	推薦書

※実績を確認できる書類を添付

登録完了通知書

年 月 日

登録者氏名

長崎県林政課長

年 月 日付けで提出された長崎県木造・木質化アドバイザー登録について、下記のとおり登録が完了したので、長崎県木造・木質化アドバイザー派遣制度実施要領第3条第3項の規定により通知します。

記

1. 氏名

2. 住所

3. 連絡先

4. 登録年月日

登録変更届出書

年 月 日

長崎県林政課長 様

登録者氏名

長崎県木造・木質化アドバイザー派遣制度実施要領 第3条第5項の規定に基づき、下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1. 氏名
- 2. 住所
- 3. 連絡先
- 4. 変更の内容

登録解除申出書

年 月 日

長崎県林政課長 様

登録者氏名

長崎県木造・木質化アドバイザー派遣制度実施要領 第3条第6項の規定に基づき、長崎県木造・木質化アドバイザー登録を解除したいので申し出ます。

記

- 1. 氏名
- 2. 住所
- 3. 連絡先
- 4. 登録解除の理由

登録解除通知書

年 月 日

登録者氏名

長崎県林政課長

年 月 日付けで提出された長崎県木造・木質化アドバイザーの登録解除の申出について、下記のとおり登録を解除したので、長崎県木造・木質化アドバイザー派遣制度実施要領第 3 条第 7 項の規定により通知します。

記

- 1. 氏名
- 2. 住所
- 3. 連絡先
- 4. 解除年月日

長崎県木造・木質化アドバイザー派遣依頼シート

必要事項を記載の上、FAXまたは、メールでお申し込みください。

年 月 日

[illegible]

長崎県木造・木質化アドバイザー派遣依頼書

年 月 日

長崎県木造・木質化アドバイザー

様

長崎県林政課長

長崎県木造・木質化アドバイザー派遣制度実施要領 第5条により、派遣を依頼します。

記

1 日 時

※アドバイザーは、施主等に派遣日時の確認調整を行ってください。

2 場所

3 依賴內容

区分		内容
所属	団 体 名	
	所 在 地	
連絡先	担 当 者	
	役 職	
	T E L	
	F A X	
	E メ ー ル	
建築物の概要	名 称	
	所 在 地	
	新設・建替えなど	☐ 新設 ☐ 建替え ☐ 増改築
	用 途	☐ 教育施設 ☐ 社会福祉施設 ☐ 医療施設 ☐ 運動施設（体育館など） ☐ 社会教育施設（図書館、公民館など） ☐ 共同住宅 ☐ 事務所 ☐ 交通機関の休憩所 ☐ 商業施設 ☐ 宿泊施設（ホテル・旅館など） ☐ その他（ ）
	構 造	☐ 木造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ その他（ ）
	階 数	
	完 成 の 予 定 時 期	
	建築物の検討段階	☐ 構想の段階 ☐ 基本設計の段階 ☐ 実施設計の段階
	備 考	
希望する技術的助言	☐ 木材を使うメリットの紹介 ☐ 木造化に関するアドバイス（耐火・耐震、耐久性、維持管理方法、建設コスト、施工期間等） ☐ 木質化に関するアドバイス ☐ 簡易設計・積算等の提案及び非木造とのコスト比較 ☐ その他（ ）	
木造、木質化に関する疑問など		

長崎県木造・木質化アドバイザー 実施報告書

年 月 日

日 時	令和 年 月 日 () : ~ :			
場 所				
依 頼 者	団 体 名			
	所 在 地			
	担当者名			
	TEL		メール	
ア ド バ イ ザ ー				

1 技術的助言の内容

- ☐ 木材を使うメリットの紹介
- ☐ 木造化に関するアドバイス（耐火・耐震、耐久性、維持管理方法、建設コスト、施工期間等）
- ☐ 木質化に関するアドバイス
- ☐ 簡易設計・積算等の提案及び非木造とのコスト比較
- ☐ その他 ()

2 建築物の概要

区分	概要	備 考
施 主		写真等
名 称		
所 在 地		
新 設 ・ 建 替 ・ 増 改 築	新 設 ・ 建 替 え ・ 増 改 築	
用 途		
構 造	木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造・その他 ()	
階 数	階建	
延 床 面 積	m2	
利 用 者 対 象 者		
概 算 の 予 算	() 百万円 ・ 未 定	
補 助 金 の 利 用	希望あり ・ 希望なし	
完 成 時 期		
工 期		
設 備 等		
そ の 他		

2 内 容

--

3 結 果

木 造 化 の 可 能 性	
木 質 化 の 可 能 性	
今 後 の 予 定	
そ の 他	